

# 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月4日

北九州市子ども家庭局子育て支援課

## 1. 当該公募の趣旨

本事業については、多胎育児経験者であるピアサポーター（以下、「多胎家庭ピアサポーター」という。）が多胎家庭を訪問し、相談対応や多胎育児に関する情報提供を行うこと及び外出を支援すること等により、多胎児を育てる保護者の孤立感、子育ての不安感、負担感等を緩和することを目的とした業務を円滑に実施するため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

## 2. 業務の概要

### （1）業務名

令和8年度北九州市多胎家庭支援事業業務

### （2）業務内容

#### 【概要】

多胎育児経験者が、訪問相談及び外出支援を実施することにより、多胎家庭の孤立感や負担感を軽減する。

#### 【業務内容】

「北九州市多胎家庭支援事業実施要綱」等に基づき、下記支援を実施します。

##### （1）多胎家庭ピアサポーター訪問

保健師等の訪問（のびのび赤ちゃん訪問）に同行し、支援を実施

ア 子育ての不安や負担等の相談対応、傾聴

イ 多胎育児に関する工夫等の助言

ウ 多胎育児等に関する情報提供

(2) 多胎家庭外出支援

- ア 対象家庭の自宅から乳幼児健康診査又は予防接種を実施する医療機関の往復及び健診等の間保護者をサポート
- イ 対象家庭の自宅から産後ケア施設までの往路または復路の移動サポート
- ウ 状況により子育てに関する相談対応、傾聴等

(3) 上記(1)、(2)に付随する事務等

- ア 区役所、利用者等との連絡調整
- イ 各月の実績・利用者の状況報告
- ウ その他上記に付随する業務（帳票類の整備・事業報告等）
- エ 本仕様書に定めない事項で疑義が生じた場合は、北九州市と協議を行うこと。

3. 委託料

(1) 多胎家庭ピアソーター訪問

訪問（1回あたり90分程度） 6,000円

※ 交通費、駐車場代等を含む

(2) 多胎家庭外出支援

ア 外出支援（1回あたり2時間以内） 3,850円

イ 利用料無料世帯の加算（1回あたり） 1,000円

ウ キャンセル料

利用の中止又は変更について、利用日の前々日（受託事業者の休業日を除く）の17時を過ぎて利用者から連絡があった場合は、利用者負担額を上限に、受託事業者が定める額を利用者より徴収することができるものとする。

【従事者の配置】

各区役所においてそれぞれの業務に対応できる人数

(1) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている

こと、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

(それぞれの項目について、以下のとおり書類の提出を求めます。参加意思確認書にあわせて提出してください。)

ア 当該業務を適正に実施するために必要な業務経験、事業実績を備えていること。

- ・定款、規約、寄附行為これらに類する書類
- ・法人団体の事業概要書、事業実績書

イ 当該業務について、本市が訪問を依頼する日時及び場所に多胎家庭ピアサポートを派遣できること。

- ・法人が雇用し、かつ当該業務に従事するすべての専門職の従事者名簿及び各人の資格内容が確認できる書類の写し（免許証の写し）

ウ 多胎家庭ピアサポートが訪問先への移動中や支援中に負傷した場合、誤つて対象者等にけがを負わせた場合及び財産に損害を与えた場合に備えて保険に加入すること。

#### 4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX 番号 093-582-5145

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）

(3) 公示書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年2月4日から令和8年2月19日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、9時から17時まで

イ 受付担当課

（1）同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(4) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年2月5日から令和8年2月20日までの（土曜日、日曜日、国民の

祝日を除く) 毎日、9時から12時、13時から17時まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(5) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。